平成２１年（フ）第８１２６号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目１番９号　オレンジマンション201
債務者　眞田希美子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０２号
大阪府寝屋川市成美町18番14号
債務者　壷井　浩貴
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０６号
大阪府東大阪市鷹殿町23番７号
債務者　渡邊　寛之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７７号
大阪市港区池島１－４－40－405、住民票上の住所大阪市港区三先２丁目20番69－1109号
債務者　平岡　洋介
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９９号
愛知県碧南市鶴見町１丁目１番地　アイリス北新川Ａ棟101号
債務者　山下　時彦
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７００号
岡山市南区妹尾772番地７
債務者　岡本知恵美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６２号
岡山市南区浜野２丁目９番10号　メモリアルＹ・Ｓ101
債務者　赤木　美香
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３号
広島県福山市新涯町５丁目10番40号、旧住所広島県福山市沼隈町大字中山南1125番地２
債務者　青木　和則
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５４号
広島県福山市新涯町５丁目10番40号、旧住所広島県福山市沼隈町大字中山南1125番地２
債務者　青木　　栄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５５号
広島県福山市水呑町4228番地２　水呑三新田24－２アマーレゆかり106、旧住所広島県福山市沼隈町大字中山南1125番地２
債務者　青木　聡子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２８１号
広島県府中市三郎丸町155番地４
債務者　山根　一志
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２９６号
広島県福山市芦田町大字上有地2319番地１
債務者　廣田八重子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２９８号
広島県福山市青葉台１丁目５番14号　サンハイツヒラタ202、旧住所広島県福山市春日町５丁目11番27号　アーバン春日Ｂ202
債務者　大出　章弘
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３２１号
広島県福山市鞆町鞆136番地80
債務者　水長　節子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３２２号
広島県福山市能島２丁目26番43号
債務者　有吉　英行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係